

別添

夕暮れ時の早めのライト点灯・前照灯のこまめな切り替えキャンペーン実施要領

1 目的

この運動は、日没時間が早くなる秋から年末にかけて重大事故の多発が懸念されることから「夕暮れ時の早めのライト点灯（見える・見つけてもらう・ライトの活用）」「前照灯のこまめな切り替え（歩行者の横断等危険な状況の早期発見）」及び反射材の着用促進等に取り組むことにより、交通事故総量の抑止並びに交通死亡事故の防止を図ることを目的とする。

2 実施期間

令和3年10月1日(金)～令和3年12月31日(金)までの間

3 重点日

令和3年10月20日(水)及び令和3年11月22日(月)

4 推進事項

(1) 自動車運転時

ア 夕暮れ時は、日没30分前からライト（前照灯）を点灯する。

※ 点灯推奨時刻

・10月—17時 ・11月、12月—16時30分

イ 昼間においても雨・霧等の悪天候時には前照灯を点灯する。

ウ 夜間における自動車の前照灯は、上向きが原則であることを認識し、こまめな切り替えを行い、歩行者等を早期に発見して危険を回避する。

エ 夜間はもちろん、日出時間帯においても前照灯を有効活用する。

(2) 自転車利用時

ア 夕暮れ時・夜間のライト点灯を徹底する。

イ 夕暮れ時・夜間の乗用時は、明るい色の服装・反射材用品を着用し、灯火具を効果的に活用する。

(3) 歩行者

夕暮れ時、夜間に外出する際は、明るい色の服装・反射材用品を着用し、灯火具を効果的に活用する。

5 実施事項

(1) 新型コロナウイルス感染症の状況等に応じた活動の実施

市町及び各機関・団体が、相互に連携し、新型コロナウイルス感染症の状況や、これに伴う交通行動の変化等に注意し、県民の命と健康を守ることを第一に、地域に応じた活動を実施する。

(2) 広報啓発活動

ア キャンペーンの周知徹底と広報啓発活動を行う。

イ 朝礼・各種会議等あらゆる機会において広報啓発活動を行う。

ウ 終業・下校時の声かけ運動等広報啓発活動を行う。

エ 各種広報媒体を積極的に活用し、効果的な広報啓発活動を行う。